

令和6年第6回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月27日(木) 午後2時03分から午後2時27分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	植松 春雄 澤田 正人
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第10号 農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 7	報告第11号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 8	報告第12号 農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について	
第 9	報告第13号 農用地利用集積計画の変更について	
第 10	議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 11	議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
6. 農業委員会事務局職員
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>只今から、令和6年第6回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>大変ご苦労様です。収穫管理作業等始まっておりますが、先日も事故の話の聞きました。春作業から事故が多く感じておりますので、これからの管理作業において皆さんも事故には十分気をつけてください。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和6年 第6回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 植松委員・澤田委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>皆さんお疲れ様です。お手元に配付させて頂きました今年度の「ひまわりまつり」と技術対策の資料に基づき、6月の農政報告を申し上げます。本年度の「ひまわりまつり」について（ひまわりまつりチラシにより説明）技術対策について（普及センター各資料により説明）</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限はありません。</p>

それではこれより、報告4件、議案2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第10号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第11号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第8 報告第12号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第10号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年6月27日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金 番号 83

氏 名

生年月日 昭和34年5月23日

進達日 令和6年6月4日

年金加入期間 平成元年2月16日～平成14年1月1日

満65歳到達による裁定請求です。

7ページをお開き下さい。

報告第11号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年6月27日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金 番号 151

氏 名

生年月日 昭和34年5月23日

進達日 令和6年6月4日
年金加入期間 平成14年1月1日～令和元年5月22日
満65歳到達による裁定請求です。

9ページをお開き下さい。
報告第12号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達
について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、
別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年6月27日提出

次のページをご覧ください。

番号 53
経営継承者 [REDACTED]
年金加入期間 平成14年1月1日～令和元年5月22日
基準日経営面積 298,713㎡
自留地 0㎡
後継者移譲で [REDACTED] に継承しています。

番号 54
経営継承者 [REDACTED]
年金加入期間 平成14年1月1日～平成22年4月15日
基準日経営面積 116,545㎡
自留地 0㎡
第三者移譲で [REDACTED] に継承しています。
以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第9 報告第13号 農用地利用集積計画の変更について、
説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

報告第13号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和6年6月27日提出

次のページをご覧ください。

平成30年12月総会の農用地利用集積計画の議案にて、 と との賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後、畑地化に伴う一部売渡があったため、面積と貸付料等が変更となりました。

なお、筆数が多い為、変更内容を資料1ページに別紙とさせて頂いており、黄色の箇所の農地が皆減となっておりますのでご確認下さい。以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

日程第10 議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

13ページをお開き下さい。

議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和6年6月27日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-9 合意解約

貸 主

借 主

土地の所在は西川116番地7 外1筆、
田が2筆で、面積が 2,901 m²です。

資料2ページに航空写真があります、黄色の箇所が該当となりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。番号6－9承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 6－9について承認いたします。
日程第10 議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約については承認されました。

議 長

日程第11 議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。
議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年6月27日提出

16～17 ページをご覧ください。

番号 6-賃-28

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年6月28日から令和11年3月10日です。

貸付料は、181,130円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水190番地3 外21筆

田が22筆、面積 116,545㎡です。

資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

6-賃-28、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-28について承認いたします。

次に番号6-賃-29事務局より説明願います。

事務局長

18 ページをご覧ください。

番号 6-賃-29

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年6月28日から令和11年3月10日です。

貸付料は、88,350円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、美葉牛164番地1

田1筆で 面積 42,622 m²です。
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
6-賃-29、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-29について承認いたします。
次に番号6-賃-30について説明願います。

事務局長

19ページをお開き下さい。
番号 6-賃-30
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定をする者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和6年6月28日から令和11年3月10日です。
貸付料は、109,500円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛167番地2 外7筆
田が8筆で 面積 54,691 m²です。
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。
番号6-賃-30、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-30について承認いたします。

日程第11 議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

以上で、第6回農業委員会総会を終了致します。

議 長

4 番委員

6 番委員
